

臨時株主総会

招集ご通知



開催日時 2024年6月27日（木曜日）
午後3時開始（受付開始 午後2時30分）

開催場所 愛知県一宮市栄三丁目1番2号
尾張一宮駅前ビル（i-ビル）7階
シビックホール

決議事項 議案
第1号議案 第21期（2022年10月1日
から2023年9月30日ま
で）計算書類承認の件
第2号議案 会計監査人選任の件

目次

臨時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	6
事業報告	8
連結計算書類	33
計算書類	35
監査報告	47

証券コード 7676
2024年6月12日

株 主 各 位

愛知県名古屋市中区泉二丁目28番23号
高岳KANAMEビル8F
株 式 会 社 グ ッ ド ス ピ ー ド
代表取締役社長 加 藤 久 統

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたします。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】（提供開始日 2024年6月4日）

<https://goodspeed-group.co.jp/ir/meeting/>

【東京証券取引所ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)】（提供開始日 2024年6月4日）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に当社名「グッドスピード」又は「コード」に当社証券コード「7676」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」の順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください）

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】（提供開始日 2024年6月4日）

<https://d.sokai.jp/7676/23081007/>

当日ご出席いただけない場合は、インターネットまたは書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2024年6月26日（水曜日）午後6時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

臨時株主総会の開催について

当社は、2023年11月29日付「第21回定時株主総会の継続会の開催方針、定款一部変更及び剰余金の配当に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、第21期の事業報告、計算書類及び連結計算書類（以下「計算書類等」といいます。）の確定手続を経た後に株主の皆様に対して計算書類等を提供し、定時株主総会の継続会（以下「本継続会」といいます。）において報告事項を上程するため、2023年12月28日開催の定時株主総会において、続行の決議（会社法第317条）をいたしました。

しかしながら、2024年3月29日付「2023年9月期計算書類及びその附属明細書並びに連結計算書類に対する監査意見不表明に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、当社の会計監査人である監査法人A&Aパートナーズの監査報告書には、財務諸表に対して意見を表明する根拠となる十分かつ適切な監査証拠を入手することができないことを理由として、意見不表明が付されることとなりました。そのため、会社法第438条第2項、同第439条および会社計算規則第135条に基づき、臨時株主総会を別途開催し、第21期計算書類等の承認をお願いするに至ったものであります。

なお、本継続会は、上記理由により不開催とさせていただきますことを申し添えます。

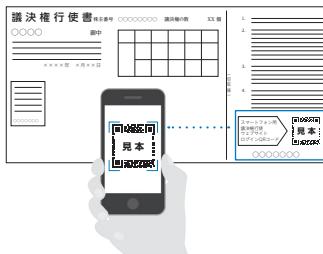
株主の皆様には、多大なご迷惑、ご心配をおかけいたしますこと、心からお詫び申し上げます。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

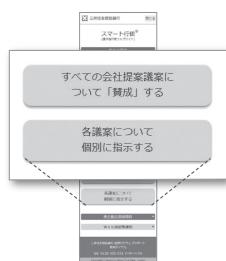
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

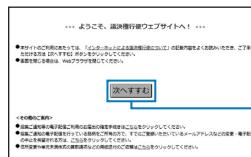
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

株主総会参考書類

第1号議案 第21期（2022年10月1日から2023年9月30日まで）計算書類承認の件

本議案の内容につきましては、35頁から46頁までに記載のとおりであります。当社は、2024年3月29日に、第21期（2022年10月1日から2023年9月30日まで）の計算書類及びその附属明細書並びに連結計算書類に関し、当社の会計監査人である監査法人A&Aパートナーズより、根拠となる十分かつ適切な監査証拠を入手することができないことを理由とする、2023年9月期計算書類及びその附属明細書並びに連結計算書類に対する監査意見を表明しない旨の監査報告書を受領しております。このため、会社法第438条第2項の規定に基づき、第21期計算書類のご承認をお願いするものであります。

第2号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人でありました監査法人A&Aパートナーズは、2024年3月29日付で当社との監査契約を合意解除いたしました。これにより同監査法人は、同日をもって当社の会計監査人を退任いたしました。

これに伴い、当社の会計監査人が不在になることを回避し、適正な監査業務が継続的に実施される体制を維持するため、2024年3月29日開催の監査等委員会において有限責任中部総合監査法人を一時会計監査人に選任し、同日付で就任しております。

つきましては、監査等委員会の決定に基づき、一時会計監査人であります有限責任中部総合監査法人を、改めて会計監査人に選任をお願いするものであります。

なお、監査等委員会が有限責任中部総合監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、当社の事業規模に適した会計監査人としての専門性、独立性、監査品質の確保、監査計画及び監査体制の適切性を有し、会計監査が適正かつ妥当に行われることを確保する体制を整えており、さらに監査費用等を総合的に勘案した結果、当社の会計監査人として適任であると判断したためであります。

会計監査人候補者は、次の通りであります。

名 称	有限責任中部総合監査法人
事 務 所	名古屋市中区丸の内三丁目17番13号いちご丸の内ビル2階
設 立 日	2022年9月14日
構 成 人 員	公認会計士等 8名

以 上

事業報告

(2022年10月1日から
2023年9月30日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当社は、2023年9月29日付け「調査委員会設置のお知らせ」にてお知らせしたとおり、公表済みの決算に関して不適切な会計処理がある旨の疑義が生じていると会計監査人である監査法人A&Aパートナーズから指摘されたことを受け、第三者調査委員会を設置し、第三者調査委員会による調査が2023年10月6日より開始されました。そして、調査により、2024年1月4日付「第三者調査委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」のとおり、実際には納車が未了にもかかわらず納車した旨の社内処理をすることによる売上の先行計上が行われていたこと及び件外調査による、钣金塗装を行うBPセンターの売上の後ろ倒しが行われていたこと、更にオプション費用の無断付帯等も判明し、取締役によるチェック機能の無効・形骸化、3ラインディフェンスの無効・形骸化等の内部統制上の不備が明らかになりました。

当社としましては、第三者調査委員会による調査結果を真摯に受け止め、「(4) 優先的に対処すべき課題 ①コンプライアンス及び内部統制」で記載しております対策を徹底して実行してまいります。

株主をはじめとしたステークホルダーの皆様には、多大なるご迷惑、ご心配をおかけいたしましたこと、心よりお詫び申し上げます。

今後の方針としましては、再発防止策の徹底・ガバナンスの強化を図るとともに、引き続き顧客のニーズに的確に対応することで、SUV・4WD販売の全国展開を進め、「SUVといえバグッドスピード」の認知度を向上させていきたいと考えており、顧客から信頼を得られる企業を目指してまいります。

当連結会計年度における我が国経済は、雇用・所得環境が改善するなか、各種政策の効果もあって、景気は緩やかに持ち直しつつあります。ただし、世界的な金融引き締めに伴う影響や中国経済の先行き懸念など、海外景気が下振れるリスクや、物価上昇、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動の影響に注意する必要があります。

このような環境のなか、中古車業界におきましては、2022年10月から2023年9月までの国内中古車登録台数は、3,508,361台（前期比1.3%減）と前年同期間を下回る結果となりました。（出典：一般社団法人日本自動車販売協会連合会統計データ）

また、昨今の中古車業界につきましては、各種報道等により過去の事案で不適切と指摘されているものがあります。当社グループにおきましては、把握した事象に対して適切な対応を行うこととともに、再発防止を行うことで、お客様からの信頼回復に努めていく所存です。

このような厳しい状況の下、当社グループにおきましては、2022年10月に岐阜県土岐市にグッドスピードMEGA SUVイオンモール土岐店、2022年11月に名古屋市東区にCHAMPION76名古屋昭和橋店、沖縄県豊見城市にグッドスピード沖縄豊見城SUV専

門店、CHAMPION76イオンモール土岐店、2023年1月に愛知県岡崎市にグッドスピードMEGA輸入車SUV岡崎昭和町店、2023年3月に愛知県尾張旭市にCHAMPION76尾張旭店、名古屋市千種区にMotorrad Nagoya Meito (旧CHAMPION76名古屋店)、2023年7月にグッドスピードレンタカー石垣島店をオープンするなど、車、バイクにおける新車・中古車販売の拡大及び買取や整備・钣金・ガソリンスタンド、レンタカーサービス、保険代理店サービスを強化し、顧客の車に関する需要に対し、ワンストップでサービスを提供できる体制作りを積極的に進めてまいりました。

その結果、当連結会計年度における売上高は、64,466百万円（前期比14.6%増）と増収となったものの、各種報道等による中古車業界に対する不信感等から販売台数が伸び悩み、営業損失は1,192百万円（前期は営業利益871百万円）、経常損失は1,518百万円（前期は経常利益644百万円）となりました。親会社株主に帰属する当期純損失は、中川・港SUV専門店および春日井ミニバン専門店の閉店に伴う減損損失や、MEGA SUV神戸大蔵谷店、グッドスピードVANLIFE春日井店およびMEGA輸入車名古屋昭和橋店の収益性低下に伴う減損損失、第三者調査委員会の調査費用による特別損失、繰延税金資産の取り崩し等が発生したことにより、3,527百万円（前期は親会社株主に帰属する当期純利益306百万円）という結果となりました。

なお、当社は、自動車販売及びその附帯事業の単一セグメントのため、サービスごとの経営成績の内容を記載しており、セグメントごとの記載はしておりません。

（自動車販売関連）

当連結会計年度は、2022年10月以降に出店したMEGA専門店3店舗が寄与し、小売販売台数は、16,961台（前期比14.0%増）となりました。加えて買取専門店出店と、子会社の株式会社チャンピオン76のバイク販売店出店が寄与し、当連結会計年度における売上高は59,735百万円（前期比13.6%増）となりました。なお、新車・中古車販売、買取を自動車販売関連としております。

（附帯サービス関連）

自動車販売台数増加に伴う当社顧客数の拡大及び整備工場の新設により整備件数が増加したことと、沖縄の観光需要回復によるレンタカー事業拡大により、当連結会計年度における売上高は4,730百万円（前期比28.8%増）と好調に推移しました。なお、整備・钣金・ガソリンスタンド、レンタカーサービス、保険代理店サービスを附帯サービス関連としております。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は2,316百万円で、その主なものは次のとおりであります。

イ. 当連結会計年度中に完成した主要設備

グッドスピードMEGA SUVイオンモール土岐店

グッドスピードMEGA輸入車SUV岡崎昭和町店

グッドスピードMEGA SUV大阪豊中店

ロ. 当連結会計年度において継続中の主要設備の新設、拡充

MEGA 専門店（福岡県福岡市）

MEGA 専門店（沖縄県島尻郡）

MEGA 専門店（石川県金沢市）

ハ. 当連結会計年度中に実施した重要な固定資産の売却、撤去、滅失

該当事項はありません。

③ 資金調達の状況

当社は、効率的で安定した運転資金の調達を行うため、主要取引金融機関と総額4,140百万円のシンジケートローン、総額2,150百万円のコミットメントライン契約及び総額3,840百万円の当座貸越契約を締結しております。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3連結会計年度の財産及び損益の状況

①企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 19 期 (2021年9月期)	第 20 期 (2022年9月期)	第 21 期 (当連結会計年度) (2023年9月期)
売 上 高(百万円)	42,947	56,237	64,466
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△)(百万円)	88	644	△1,518
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 又 は 親会社株主に帰属する 当 期 純 損 失 (△)(百万円)	151	306	△3,527
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)(円)	49.13	93.86	△943.45
総 資 産(百万円)	23,621	31,897	31,895
純 資 産(百万円)	1,576	2,284	△647
1株当たり純資産(円)	500.94	657.44	△179.29

- (注) 1. 当社は、第19期より連結計算書類を作成しております。
 2. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式総数により算出しており、1株当たり純資産については、期末発行済株式総数により算出しております。
 3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第20期連結会計年度の期首から適用しており、第20期連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

②当社の財産及び損益の状況

区 分	第 18 期 (2020年9月期)	第 19 期 (2021年9月期)	第 20 期 (2022年9月期)	第 21 期 (当事業年度) (2023年9月期)
売 上 高(百万円)	33,704	42,407	52,293	59,615
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△)(百万円)	3	47	508	△1,389
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△)(百万円)	△24	13	315	△3,360
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)(円)	△7.92	4.31	96.63	△898.88
総 資 産(百万円)	16,441	22,954	29,381	28,861
純 資 産(百万円)	1,292	1,438	2,155	△609
1株当たり純資産(円)	431.31	456.87	620.11	△169.28

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式総数により算出しており、1株当たり純資産については、期末発行済株式総数により算出しております。
 2. 当社は、2020年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第18期(2020年9月期)の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失及び1株当たり純資産を算定しております。
 3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第20期の期首から適用しており、第20期に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社チャンピオン76	30,000千円	100.0%	バイク関連事業

(4) 対処すべき課題

①コンプライアンス及び内部統制

当社は、2024年1月4日付け「第三者調査委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」において公表しましたとおり、第三者調査委員会による調査結果を真摯に受け止め、具体的な再発防止策の策定について検討してまいりました。当社では、第三者調査委員会の調査報告書で指摘のありました売上の先行計上等に加え、関連当事者取引及びオプション費用の無断附帯に係る追加調査結果を踏まえた再発防止策を実行してまいります。

役員の意識改革と牽制機能の強化

業務執行取締役は株主から選任されている自覚を持ち、自らの役割・責任を再確認いたします。不適切な処理の主導や指示に従うことがないよう、外部専門家のアドバイスを受け構築する役員研修の受講を通じて、取締役としての役割・責任を理解し、自己研鑽を重ねてまいります。

内部統制システムを適切に機能させ情報収集を行うため本部長以上及び内部監査部長、コンプライアンス部長が出席する執行役員会の開催を2024年2月より開始しております。毎週開催とし、執行役員会で各部門の課題を共有し忌憚のない協議を行うことにより、従来の営業偏重ではない、風通しがよく自由闊達な協議ができる企業風土を構築し、業務執行取締役及び執行役員が相互の監視・牽制を行う場として運営いたします。

コンプライアンス強化を推進するため2024年2月より管理本部内にコンプライアンス部を新設し、再発防止策の計画作成及びその実行並びに各部門で導入する仕組みが有効に機能しているかの確認を行ってまいります。

監査等委員の監督強化

監査等委員会の監査方法と関与の在り方を再検討いたします。監査等委員会は、毎月の活動状況を取りまとめた月次監査報告書を作成し、重点的に取り組んだ事項や発見事項・改善点等につき、定例的に代表取締役社長と情報共有を行ってまいります。2024年2月より人員・体制を強化した内部監査部門を監査等委員会直下の兼任の補助使用人として活用し、本部や店舗の監査結果を共有し、よりきめ細かいチェック体制を構築いたします。

監査等委員会は、監査実施報告書に基づき、年度ごとの重点監査項目と取締役の職務執行について報告・議論し、業務適正確保のためにコミュニケーションを強化し、内部監査部門の監査項目を見直して業務全体の改善を図ってまいります。

役員の権限の適切な配分

取締役間の上司・部下、評価者・被評価者の関係を避け、相互の監督・監視を強化するため、取締役の業務分掌の見直しを行います。

指名・報酬諮問委員会は、取締役の評価に用いる客観的で合理的な基準及び体制を整備いたします。

取締役の就任後の評価には、業績や貢献度、相互の監視・牽制機能の遂行などを客観的かつ合理的に評価する基準を設け、指名・報酬諮問委員会が判定し、取締役会が評価を決定いたします。

内部監査部門の体制強化

内部監査部門の独立性を確保し、監視・牽制機能が有効に働くような体制整備を目指してまいります。

2024年2月より内部監査部門の人員を1名増員し、部長と課長の2名体制で内部監査を行い、監査機能を強化いたします。

内部監査を組織的かつ実効性あるものとし、内部監査部門と監査等委員会の連携をより強化するため、実務については内部監査部門を監査等委員会の直下に置き、体制及び内部監査計画の見直しを行ってまいります。

コンプライアンス意識の改革

コーポレート・ガバナンスを回復するために、役職員がルール遵守の意識を持つ環境を構築いたします。具体的には幹部向けのコンプライアンス研修プログラムの設立、全従業員向けのコンプライアンス研修動画の提供、研修後の理解度テストなどを、継続的に行います。

不正取引を防ぐため、監査等委員会、内部監査部門、管理本部がルールの実現性と有効性を監修し、違反者への処分案をコンプライアンス委員会で決定し、取締役会で審議いたします。

インセンティブ報酬制度の見直し

営業成績に偏重したインセンティブ報酬制度からの脱却を前提とし、ルール遵守やサービス品質に焦点を移したルールへと見直しを行います。見直しを行ったルールはコンプライアンス委員会にて内容を監修し、取締役会にて審議いたします。また、見直しは継続的に実施してまいります。

売上計上に係る仕組みの整備

売上計上に係る書類偽造を防止し、偽造が発生した場合直ちに検出される仕組みを整備することで、より客観性を有する体系的な確認方法を導入し、内部監査部門の監査項目の一つといたします。

内部通報制度の周知徹底

当社グループでは、内部通報制度は既に導入されておりましたが、従業員等に内部通報制度の重要性と窓口の周知徹底を行うと同時に、周知時のアナウンス表記を改善し、利用を促進してまいります。

2024年3月より当社から完全に独立した相談窓口（日本公益通報サービス株式会社）を新たに設置し、従業員等に積極的な周知を行ってまいります。

営業偏重の組織風土からの脱却

経理部など管理部門や内部監査部の意見を尊重する組織風土の構築に取り組んでまいります。営業中心の風潮から転換し、執行役員会での協議を通じて議論を促進いたします。執行役員会は内部統制システムの適切な機能化及び情報収集を目的とし2024年2月より設置、運営を開始しております。議論内容としては各部門の課題を共有し忌憚のない協議を行っており、参加者は本部長以上及び内部監査部長、コンプライアンス部長であります。

予算に対する過度なプレッシャーを軽減するため、予算編成プロセスを変更いたします。各部門からボトムアップで提出させた後、予算編成及び進捗予想は外部専門業者に委託し、客観的な適正性評価を受けた後、取締役会で審議いたします。

利益相反取引を含む関連当事者の監視

代表取締役は、会社と個人との利益相反取引と決別し、原則今後一切の利益相反取引を行わないこととし、取引が発生する場合は取引実行前に正しく取締役会での承認がなければ実行しないルールの運用を行います。

関連当事者等取引管理規程の改定により、主管部署を経営戦略部から経理部に変更し、主管部署は売上管理システムから会計システムへ取り込むために出力するファイルと関連当事者リストを突合し、会計システムに取り込む前に関連当事者取引の有無確認による調査の厳格化や報告・照会手続きの明確化を行います。

監査等委員会は、監査の一環として実施中の取締役職務執行確認書（取締役の在職期間を通じて利益相反取引等の法令遵守を中心とした自己の確認書類）と関連当事者リストに記載され

た取引内容を突き合わせ、関連当事者取引及び利益相反取引が取締役会の承認を得ているかについて、事後確認を行います。

取締役管理本部長、内部監査部、監査等委員会で、利益相反取引の取締役会への付議状況及び役員の利益相反取引の発生について、定期的に確認・監視を行う仕組みを導入いたします。

経営責任の明確化

2024年1月30日付け「取締役の辞任及び役員報酬の減額に関するお知らせ」で公表のとおり、経営責任の明確化を図るため、取締役3名が辞任いたしました。また、第三者調査委員会の調査報告書の提言内容を厳粛に受け止め、経営責任の明確化を図るため、代表取締役は売上先行計上を認識しておらず直接関与していないことから、月額報酬の50%を3ヶ月間減額することを指名・報酬諮問委員会の答申に基づき、取締役会にて決議いたしました。前記開示当時進めておりました関連当事者取引調査は完了しており、調査結果及び既に実施済の処分内容等を踏まえ社内で検討した結果、追加処分等はありませんでした。

再発防止委員会の設置

上記それぞれの再発防止策が遅滞なく実行されること、監査等委員会監査及び内部監査並びに会計処理が適正に運用されていることをモニタリングするため、今般新たに、取締役管理本部長を委員長とし、委員として監査等委員、コンプライアンス部長、内部監査部長、経営戦略部部長の6名で構成した社内で「再発防止委員会」組織を設置いたします。また、コンサルティング会社などの助言を頂きながら進捗管理並びに再発防止に努めます。再発防止策の進捗は、適時開示してまいります。

②既存店の収益力向上

当社グループは、「SUV販売台数日本一」をスローガンに掲げ、「店舗数拡大」、「カーライフサポート充実」及び「組織体制強化」などを推進し、販売台数を拡大しております。今後、競争が激化するなかで収益を確保し続けるためには、既存のお客様がリピーターになっていただくことが重要であると認識しております。引き続き車両販売のみならず、付帯商品の販売及びサービスの提供、自動車保険、車検・整備、ガソリンスタンドやレンタカーなど、お客様のカーライフをトータルサポートできるサービスの充実を図ることで、既存店の収益力向上に努めてまいります。

③新規出店戦略

当社グループの持続的成長のために、前述の既存店の収益力向上に加え、新規出店による販売シェアの拡大は極めて重要であります。

今後とも全社としてより収益力が高まるよう、新規出店を行いローコスト化に取り組んでまいります。

④仕入ルートの開拓

当社グループは、仕入の大半をオークションに依存しております。オークションによる仕入れにおいて、当社は、独自の評価基準を満たした車両のみを仕入れる他、仕入れた車両に対しては第三者機関による鑑定を受けることで、良質な車両の確保に努めております。今後、販売台数を増やしていくなかで、品質及び数量の双方で十分な仕入を確保することが課題と認識しており、オークションに依存しない仕入ルートの開拓、具体的には買取専門店の拡大を通じた買取事業の強化を進めております。

⑤人材の確保と育成

当社グループの成長を支える重要な要素として、人材の確保と育成は不可欠であります。採用チームの体制強化、リファラル採用の活用、積極的な外国人登用や退職者の再雇用、経験者採用やM&Aによる即戦力雇用など、人材の確保に努めております。併せて従業員への賃金アップ、福利厚生の充実、教育訓練制度の実施により退職抑制を図っております。

CS（顧客満足度）やブランド力向上のためには、商品知識・コミュニケーション能力・営業力を備えた従業員の育成が必要であります。当社では人材教育にあたって、現場の先輩社員から直接指導を得る実践型の人材教育（OJT）を重視しております。加えて、座学によるセミナー形式の研修も導入しております。人材教育を重ねることにより、社員が会社の方針を理解したうえで、目標設定することで人材の育成を進めてまいります。

⑥販売後のサポート体制を含めた顧客管理体制の整備

当社グループは、お客様へのアンケートの実施、専門オペレーターを配置したコールセンターの体制強化、集約したお客様情報を分析する部署を設けることにより、お客様との関係強化を図っております。当社が提供する保証商品は保証期間を1年間から3年間まで、お客様に選択していただき、故障等の車両の受入は当社及び最寄りの整備工場で受付可能な体制を採っております。常にお客様目線でサービス提供ができるよう、お客様の意見を参考にしながら販売後のサポート体制を充実していきたいと考えております。

(5) 主要な事業内容（2023年9月30日現在）

自動車販売及びその附帯事業。

(6) 主要な営業所及び工場 (2023年9月30日現在)

① 当社

本 社	名古屋市東区
店 舗	名東SUVカスタム専門店 (名古屋市名東区) 中川・港SUV専門店 (名古屋市港区) 春日井ミニバン専門店 (愛知県春日井市) 小牧ミニバン専門店 (愛知県小牧市) 安城ミニバン専門店 (愛知県安城市) 岐阜SUV専門店 (岐阜県岐阜市) 豊橋ミニバン専門店 (愛知県豊橋市) SPORT岡崎輸入車専門店 (愛知県岡崎市) UNITED MINICARS (名古屋市名東区) 四日市SUV専門店 (三重県四日市市) 津ミニバン専門店 (三重県津市) MEGA 浜松店 (浜松市西区) SPORT緑輸入車専門店 (名古屋市緑区) MEGA SUV春日井店 (愛知県春日井市) MEGA 大垣店 (岐阜県大垣市) MEGA SUV知立店 (愛知県知立市) 大府有松インター買取専門店 (愛知県大府市) MEGA SUV東海名和店 (愛知県東海市) 豊田元町買取専門店 (愛知県豊田市) MEGA SUV神戸大蔵谷店 (神戸市西区) MEGA SUV清水烏坂店 (静岡市清水区) GOODSPEED VANLIFE 春日井店 (愛知県春日井市) MEGA SUV豊川御油店 (愛知県豊川市) 沖縄豊見城買取専門店 (沖縄県豊見城市) MEGA 輸入車名古屋昭和橋店 (名古屋市中区) MEGA SUVイオンモール土岐店 (岐阜県土岐市) 沖縄豊見城SUV専門店 (沖縄県豊見城市) MEGA 輸入車SUV岡崎昭和町店 (愛知県岡崎市) MEGA SUV大阪豊中店 (大阪府豊中市)
整備・钣金・車検工場	中川BPセンター (名古屋市中川区) 春日井BPセンター (愛知県春日井市) 小牧BPセンター (愛知県小牧市) 緑BPセンター (名古屋市緑区) グッドスピード車検守山店 (名古屋市守山区) グッドスピード車検名古屋天白店 (名古屋市天白区) グッドスピードレンタカー那覇空港前店 (沖縄県那覇市) グッドスピードレンタカー石垣島店 (沖縄県石垣市) グッドスピード車検大府SS店 (愛知県大府市) グッドスピード車検中川・港店 (名古屋市港区) グッドスピード車検岐阜店 (岐阜県岐阜市)

※中川・港SUV専門店および春日井ミニバン専門店は2023年9月30日をもって閉店致しました。

②子会社

株式会社チャンピオン76

本 社	名古屋市千種区
店 舗	ハーレーダビッドソン名古屋（名古屋市千種区） ハーレーダビッドソンMEGA東海（愛知県岡崎市） ハーレーダビッドソン浜松（浜松市東区） Motorrad Gifu（岐阜県岐阜市） CHAMPION76東海名和店（愛知県東海市） CHAMPION76四日市店（三重県四日市市） CHAMPION76神戸大蔵谷店（神戸市西区） CHAMPION76清水鳥坂店（静岡市清水区） CHAMPION76浜松店（静岡県浜松市） CHAMPION76大垣店（岐阜県大垣市） CHAMPION76豊川御油店（愛知県豊川市） CHAMPION76名古屋昭和橋店（名古屋市中川区） CHAMPION76イオンモール土岐店（岐阜県土岐市） CHAMPION76岡崎昭和町店（愛知県岡崎市） CHAMPION76尾張旭店（愛知県尾張旭市） Motorrad Nagoya-Meito（名古屋市千種区、旧CHAMPION名古屋店）

(7) 使用人の状況 (2023年9月30日現在)

①企業集団の使用人の状況

サービスの名称	従業員数(人)
営業職(販売、保険等)	275
営業職(買取)	41
整備/钣金・塗装	260
事務職・その他	225
合計	801

- (注) 1. 使用人数は、就業人員数(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であります。なお、臨時従業員数はその総数が従業員の100分の10未満であるため記載を省略しております。
2. 当連結会計年度において企業集団の従業員数が最近1年間において、97名増加しましたのは、主として新規出店に伴う定期及び期中採用によるものであります。

②当社の使用人の状況

サービスの名称	従業員数(人)
営業職(販売、保険等)	226
営業職(買取)	38
整備/钣金・塗装	235
事務職・その他	194
合計	693

- (注) 1. 使用人数は、就業人員数(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であります。なお、臨時従業員数はその総数が従業員の100分の10未満であるため記載を省略しております。
2. 当社の従業員数が最近1年間において、84名増加しましたのは、主として新規出店に伴う定期及び期中採用によるものであります。

(8) **主要な借入先の状況** (2023年9月30日現在)

借 入 先	借 入 額
シンジケートローン	3,840百万円
株式会社三井住友銀行	3,166
株式会社みずほ銀行	2,892
株式会社三菱UFJ銀行	2,000
株式会社りそな銀行	1,907
株式会社広島銀行	1,045
株式会社清水銀行	706
株式会社商工組合中央金庫	700
株式会社静岡銀行	609
株式会社福井銀行	421

(注) シンジケートローンは、株式会社みずほ銀行を主幹事とする計10行からの協調融資によるものであります。

(9) **その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

2. 株式の状況 (2023年9月30日現在)

(1) 発行可能株式総数 7,200,000株

(2) 発行済株式の総数 3,783,500株

(注) 新株予約権の行使により、発行済株式の総数は334,700株増加しております。

(3) 株主数 2,287名

(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
加藤久統	910,400株	24.0%
株式会社 Anela	900,000	23.7
INTERACTIVE BROKERS LLC	167,400	4.4
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	150,000	3.9
株式会社伊藤工務店	69,300	1.8
山本文彦	68,000	1.8
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC L S Q (F E - A C)	59,300	1.5
グッドスピード従業員持株会	57,400	1.5
楽天証券株式会社	44,900	1.1
横地真吾	39,000	1.0

(注) 1. 当社は自己株式52株を保有しております。

2. 持株比率は、発行済株式総数(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合を表示しており、小数点第2位以下を切り捨てて計算しております。

3. 新株予約権等の状況

①当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		2022年ストックオプション
発行決議日		2022年12月23日
新株予約権の数		5,650個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 56,500
新株予約権の行使時の払込金額		2,236円
権利行使期間		2024年12月24日～2029年12月23日
行使の条件		(注)
役員の保有状況	取締役 (監査等委員である取締役を除く。)	新株予約権の数 5,650個 目的となる株式数 56,500株 保有者数 3名(うち、子会社役員1名)
	取締役 (監査等委員)	—

(注) 新株予約権行使の条件

1. 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社及び当社関係会社の取締役、監査役または従業員の地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任または退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
2. 新株予約権者が死亡した場合、相続人が新株予約権を行使することができないものとする。
3. 各新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。

②当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員 の 状況

(1) 取締役 の 氏 名 等 (2023年9月30日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	加藤久統	株式会社チャンピオン76代表取締役会長
専務取締役	横地真吾	
取締役	平松健太	流通本部長
取締役	松井靖幸	管理本部長 株式会社チャンピオン76取締役
取締役(常勤監査等委員)	桑山賢治	
取締役(監査等委員)	松井隆	弁護士法人御園総合法律事務所代表社員
取締役(監査等委員)	岩本一良	岩本一良公認会計士事務所所長

- (注) 1. 取締役(常勤監査等委員)桑山賢治氏、取締役(監査等委員)松井隆氏及び取締役(監査等委員)岩本一良氏は、社外取締役であります。
2. 取締役(常勤監査等委員)桑山賢治氏は、以下のとおり、法務及び財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
取締役(監査等委員)松井隆氏は、以下のとおり、法務に関する相当程度の知識を有しております。
取締役(監査等委員)岩本一良氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・取締役(常勤監査等委員)桑山賢治氏は、長年にわたり上場会社の監査役及び内部統制・法務部長の経験があります。
 - ・取締役(監査等委員)松井隆氏は、弁護士の資格を有しております。
 - ・取締役(監査等委員)岩本一良氏は、公認会計士の資格を有しております。
3. 桑山賢治氏を常勤の監査等委員として選定している理由は、監査等委員会の監査・監督機能を強化し、内部監査部門と非常勤の監査等委員との十分な連携を可能にするためであります。
4. 当社は、取締役(常勤監査等委員)桑山賢治氏、取締役(監査等委員)松井隆氏及び取締役(監査等委員)岩本一良氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役（監査等委員）は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役が負担することになるその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により補填することとしております。ただし、当該保険契約によって取締役の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、故意または重過失による損害賠償請求の場合は当該保険契約により補填されないこととしております。

(4) 取締役及び監査等委員の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			員 数
		基 本 報 酬	業 績 連 動 報 酬 等	非 金 銭 等 報 酬 等	
取 締 役 (監査等委員である取締役を除く。)	145	145	—	—	4名
取 締 役 (監査等委員) (うち社外取締役)	14 (14)	14 (14)	—	—	5 (5)
合 計 (うち社外役員)	160 (14)	160 (14)	—	—	9 (5)

- (注) 1. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2018年12月26日開催の第16期定時株主総会において、年額200百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、2名（うち社外取締役0名）であります。
2. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2018年12月26日開催の第16期定時株主総会において、年額20百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員）は、3名（うち社外取締役3名）であります。
3. 支給額には、当事業年度分の賞与引当金繰入額11,600千円（取締役（監査等委員である取締役を除く）11,500千円、監査等委員である取締役100千円（うち社外取締役100千円）を含めております。
4. 当事業年度において、社外役員が当社の子会社等から受けた役員報酬等はありません。

(5) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

当社は取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を「役員報酬規程」に定めております。その内容は役位別に報酬月額の基準額と上限額を定め、当期の売上高、営業利益、経常利益の予算達成比率に応じて、翌期の報酬月額を定めております。原則として役員賞与につきましても売上高、営業利益、経常利益の全ての項目が予算達成した場合に限り支給しております。またその決定方法は代表取締役社長が原案を作成し、監査等委員会の意見を求めたのち、取締役会でこれを決定しております。

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

(6) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・ 取締役（監査等委員）松井隆氏は弁護士法人御園総合法律事務所の代表社員であります。弁護士法人御園総合法律事務所と当社の間には特別の関係はありません。
- ・ 取締役（監査等委員）岩本一良氏は岩本一良公認会計士事務所所長であります。岩本一良公認会計士事務所と当社との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
<p>取締役 (常勤監査等委員) 桑山 賢治</p>	<p>就任後当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回出席いたしました。また、就任後当事業年度に開催された監査等委員会17回のうち17回出席いたしました。</p> <p>取締役会では、豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。監査等委員会では、業務監査・会計監査および内部統制システムの運用状況等に関して、適宜必要な発言を行っております。</p> <p>加えて、日常的なコンプライアンスの実施状況の確認や内部監査部門への的確な助言・指導等を頂くとともに、リスク管理委員会及びコンプライアンス委員会に出席し、法務及び財務・会計的視点を中心に的確な助言をいただいております。</p>
<p>取締役 (監査等委員) 松井 隆</p>	<p>当事業年度に開催された取締役会18回のうち18回出席いたしました。また、当事業年度に開催された監査等委員会22回のうち22回出席いたしました。</p> <p>取締役会では、弁護士として法律に関する専門的な知識と経験から、取締役会の意思決定の適法性・妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。監査等委員会では、監査結果についての意見交換等、専門的な見地から必要な発言を行っております。</p> <p>加えて、リスク管理委員会及びコンプライアンス委員会に出席し、法的観点を中心に的確な助言を頂いております。</p>
<p>取締役 (監査等委員) 岩本 一良</p>	<p>就任後当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回出席いたしました。また、就任後当事業年度に開催された監査等委員会17回のうち17回出席いたしました。</p> <p>取締役会では、公認会計士としての財務・会計に関する専門的な知識と経験から、取締役会の意思決定の適法性・妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。監査等委員会では、監査結果についての意見交換等、専門的な見地から発言を行っております。</p> <p>加えて、会計監査人と積極的な意見交換を行い、監査等委員会の監査品質の向上に努めております。</p> <p>加えて、リスク管理委員会及びコンプライアンス委員会に出席し、財務・会計的視点を中心に的確な助言を頂いております。</p>

(注) 当社において、第三者調査委員会の調査により当社の企業価値を毀損する不適切な行為があったことが認められました。社外取締役であり監査等委員の各氏は当該事実が判明するまで、当該事実を認識しておりませんが、日頃から取締役会等においてコンプライアンス強化の観点から発言を行っており、第三者調査委員会から受領した調査報告書における提言を踏まえて、2024年3月22日付「関連当事者取引及びオプション販売に係る追加調査並びに再発防止策に関するお知らせ」のとおり、再発防止策を取りまとめ、その取組みを実施しております。監査等委員会は、実施済み及び今後実施予定の再発防止策について、その実施状況を監視・検証してまいります。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 監査法人A & Aパートナーズ

(2) 報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 127百万円

当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 127百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められた場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社の内部統制システム（業務の適正を確保するための体制）といたしましては、2022年11月14日開催の取締役会で次のとおり「内部統制システムの整備に関する基本方針」について決議し、全社的な統制環境の一層の整備と統制活動の円滑な推進に努めております。

(a) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- I 「取締役会規程」をはじめとする諸規程を整備し、役員・社員への周知徹底を行う。
- II 「コンプライアンス管理規程」を制定し、役員・社員への継続的な教育・研修を実施し、コンプライアンス遵守の意識の醸成を行う。
- III 「内部通報規程」を制定し、子会社を含めた法令遵守および企業倫理に関する情報の早期把握及び問題の解決を図る。

(b) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- I 「文書管理規程」を制定し、取締役会議事録、稟議書、契約書等の職務に係る重要書類を適切に保管・管理する。
- II 取締役及び監査等委員は、これらの文書を常時閲覧できるものとする。
- III 各種法令及び証券取引所の適時開示規則に基づき、会社情報を適時適切に開示する。
- IV 個人情報の不正な使用・開示・漏洩を防止し、個人情報を適切に取り扱うため、「個人情報保護規程」を明示させ、周知徹底する。

(c) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- I 「リスク管理規程」を制定し、事業に伴う様々なリスクの把握及び管理に努める。
- II リスク・コンプライアンス委員会において、当社の事業遂行に伴うリスクの見直しや発見及び対抗手段の検討等を行うほか、各部門責任者は、所管部門におけるリスク管理の遂行及び管理を行う。
- III 緊急事態発生の際には、代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、情報の収集・分析、対応策・再発防止策の検討・実施等を行い、事態の早期解決に努める。

(d)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- I 取締役会は、定款及び「取締役会規程」に基づいて運営し、毎月1回の定時開催に加え、必要に応じて適時臨時に開催する。
- II 「職務権限規程」、「業務分掌規程」、「稟議規程」を制定し、効率的に職務を遂行する。

(e)当社及び当社の子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- I 当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - ・「子会社管理規程」に基づき、子会社が経営上の重要事項を実行する際には、事前に関係書類を提出させ、検討・審議しその可否を決定する体制とする。
 - ・「子会社管理規程」に基づき、子会社から経営方針・事業計画・決算書類・各種議事録等の報告書の提出を受ける体制とする。
- II 当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・「リスク管理規程」に基づき、リスク・コンプライアンス委員会等を通じて、当社及び子会社が一体となったリスク管理体制を整備する。
 - ・取締役会に子会社の取締役を陪席させ、当該取締役から事業に伴う様々なリスクについて報告を受ける体制とする。
- III 当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・「子会社管理規程」に基づき、子会社の経営の自主性を尊重するとともに経営改善や職務執行の効率化に向けて指導を行う体制とする。
- IV 当社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・当社の取締役を子会社の取締役に派遣し、当該取締役が子会社における職務執行の監督を行う体制を構築する。
 - ・「子会社管理規程」に基づき、内部監査室が実地監査を行う体制とする。

(f)監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項、並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- I 監査等委員が、監査等委員会における審議のうえ、その職務を補助すべき使用人を要請する場合は、取締役会で協議のうえ、人数及び権限等を決定し、監査等委員の職務を補助するものとして任命する。この場合には当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保することとし、業務の執行に係る役職を兼任しないこととする。
- II 当該使用人への人事評価・異動については、監査等委員会の同意を得るものとする。

(g)取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制

- I 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は業務又は業務に与える重要な事項については、遅滞なく監査等委員会に報告するものとする。前記にかかわらず、監査等委員はいつでも必要に応じて、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人に対して報告を求めることができることとする。
- II 監査等委員は取締役会及びその他の重要な会議に出席し、必要事項の報告を求めることができる。

(h)前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

「内部通報規程」、「ハラスメント防止規程」を定め、監査等委員へ報告を行った者及びその内容につき、必要な対応を行うとともに、情報の保護等を含め当該報告をしたことを理由に不利益な取扱いを行わない。

(i)監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に関する方針に関する事項

監査等委員が、その職務の執行について費用の前払い等の請求をしたときは、内容を確認のうえ、速やかに当該費用等を支弁する。

(j)その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- I 監査等委員は、代表取締役社長と定期的に意見交換を行い、意思の疎通を図る。
- II 監査等委員は、会計監査人、内部監査担当者と情報交換に努め、連携して当社の監査の実効性を確保する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

毎月開催している経営連絡会や取締役会で法令遵守への理解の向上を図る取り組みを行っております。また、一般のホットラインとは別に女性専用のホットラインも設置した内部通報体制の整備や、監査等委員である取締役及び内部監査部による監査によってコンプライアンスの水準を向上させるよう努めております。なお、内部通報については内部通報規程に通報者の保護を定め、内部通報制度を利用した役職員が不利な取扱いを受けないよう適正に運用しております。

リスク管理に関する取り組みを強化するため、全社横断的な組織としてリスク管理委員会・コンプライアンス委員会を設置しております。6ヵ月に1回リスクを洗い出し、その評価、対応方針策定を行い、必要に応じ研修の実施、規程・マニュアルの作成等を行っております。また、その概要を定期的に取り締役会及び代表取締役社長に報告しております。

監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するために、毎月監査等委員会を開催しているほか、内部監査部や会計監査人との情報交換や代表取締役社長との定期会合を行っております。監査等委員会の職務の執行に必要な費用については、内容を確認の上、支払いを行っております。

当社子会社の管理につきましては、経営連絡会及び取締役会を開催し、業績及び経営の状況の報告を受けております。また経営上の重要事項に関しては、「子会社管理規程」に基づき、必要な決裁を受け実施いたしました。

7. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

8. 剰余金の配当等の決定に関する基本方針

当社は利益配分につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保するとともに、継続的な配当を行うことを基本方針としております。将来的には、安定的かつ持続的な収益体質の構築と財務体質の改善が見込まれたのちに、更なる株主への利益還元を充実させていくことを基本方針としております。

なお、当社は取締役会の決議により、毎年3月31日を基準日として中間配当を、9月30日を基準日として期末配当を行うことができる旨を定款に定めております。当事業年度の剰余金の配当につきましては、行わないこととしております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2023年9月30日現在)

(単位：千円)

科目	当期	科目	当期
資産の部		負債の部	
流動資産	19,740,680	流動負債	24,412,671
現金及び預金	816,392	買掛金	1,061,597
売掛金	2,720,027	短期借入金	15,387,324
商品	14,864,183	1年内返済予定の長期借入金	2,208,965
貯蔵品	3,247	リース債務	414,049
前払金	455,232	未払金	413,735
前払費用	267,454	未払費用	396,366
未収還付法人税等	254,455	前受金	3,723,017
その他	359,687	預り金	133,598
固定資産	12,154,404	返金負債	415,177
有形固定資産	10,723,504	賞与引当金	135,398
建物	5,123,905	役員賞与引当金	11,600
構築物	880,477	その他	111,841
機械及び装置	72,868	固定負債	8,129,503
車両運搬具	67,742	長期借入金	5,498,888
工具、器具及び備品	201,396	リース債務	2,015,241
土地	1,488,337	繰延税金負債	64,058
リース資産	1,790,109	資産除去債務	40,149
建設仮勘定	1,098,666	長期前受金	511,165
無形固定資産	159,141	負債合計	32,542,175
のれん	32,577		
ソフトウェア	36,864	純資産の部	△647,090
リース資産	83,143	株主資本	△678,366
その他	6,555	資本金	1,007,202
投資その他の資産	1,271,759	資本剰余金	1,026,168
関係会社株式	6,913	利益剰余金	△2,711,625
出資金	888	自己株式	△112
保証金	1,042,431	新株予約権	31,276
長期前払金	108,103	純資産合計	△647,090
長期前払費用	24,209	負債純資産合計	31,895,085
その他	89,212		
資産合計	31,895,085		

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2022年10月1日から2023年9月30日まで)

(単位：千円)

科目	当期
売上高	64,466,026
売上原価	55,501,849
売上総利益	8,964,177
販売費及び一般管理費	10,156,980
営業損失 (△)	△1,192,803
営業外収益	41,838
受取利息	1,274
受取配当金	8
受取手数料	10,141
物品売却益	8,400
保険金収入	2,668
その他	19,344
営業外費用	367,455
支払利息	310,875
支払手数料	37,548
その他	19,030
経常損失 (△)	△1,518,420
特別利益	27,883
災害損失戻入利益	27,883
特別損失	1,807,601
固定資産除却損	1,013
減損損失	1,547,224
特別調査費用等	244,932
その他	14,431
税金等調整前当期純損失 (△)	△3,298,138
法人税、住民税及び事業税	22,522
法人税等調整額	206,571
当期純損失 (△)	△3,527,232
親会社株主に帰属する当期純損失 (△)	△3,527,232

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2023年9月30日現在)

(単位：千円)

科目	当期
資産の部	
流動資産	17,726,991
現金及び預金	738,233
売掛金	2,715,625
商品	12,802,296
貯蔵品	2,621
前払金	444,969
前払費用	251,622
短期貸付金	200,000
1年内回収予定の長期貸付金	42,852
未収還付法人税等	222,042
その他	306,728
固定資産	11,134,661
有形固定資産	8,792,846
建物	4,371,332
構築物	759,788
機械及び装置	68,572
車両運搬具	24,096
工具、器具及び備品	162,562
土地	776,487
リース資産	1,760,919
建設仮勘定	869,085
無形固定資産	137,676
のれん	32,577
ソフトウェア	31,637
リース資産	72,667
その他	793
投資その他の資産	2,204,138
関係会社株式	894,388
出資金	788
保証金	986,881
長期貸付金	112,447
長期前払金	106,502
長期前払費用	15,115
その他	88,015
資産合計	28,861,653

科目	当期
負債の部	
流動負債	22,865,732
買掛金	894,850
短期借入金	15,021,616
1年内返済予定の長期借入金	1,808,989
リース債務	406,548
未払金	387,049
未払費用	353,240
前受金	3,221,950
預り金	112,737
賞与引当金	120,130
役員賞与引当金	11,600
返金負債	415,177
その他	111,841
固定負債	6,605,119
長期借入金	4,081,072
リース債務	1,973,006
資産除去債務	40,149
長期前受金	500,968
繰延税金負債	9,922
負債合計	29,470,851
純資産の部	
株主資本	△640,475
資本金	1,007,202
資本剰余金	1,026,168
資本準備金	977,202
その他資本剰余金	48,966
利益剰余金	△2,673,733
利益準備金	5,400
その他利益剰余金	△2,679,133
繰越利益剰余金	△2,679,133
自己株式	△112
新株予約権	31,276
純資産合計	△609,198
負債純資産合計	28,861,653

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2022年10月1日から2023年9月30日まで)

(単位：千円)

科目	当期
売上高	59,615,543
売上原価	51,589,031
売上総利益	8,026,512
販売費及び一般管理費	9,110,779
営業損失 (△)	△1,084,266
営業外収益	40,656
受取利息	3,550
受取保険金収入	2,419
受取手数料	4,928
物品売却益	11,153
その他	18,603
営業外費用	345,653
支払利息	295,073
支払手数料	31,548
その他	19,030
経常損失 (△)	△1,389,263
特別利益	27,883
災害損失戻入益	27,883
特別損失	1,807,265
固定資産除却損	1,013
減損損失	1,547,224
特別調査費用等	244,932
その他特別損失	14,094
税引前当期純損失 (△)	△3,168,645
法人税、住民税及び事業税	20,648
法人税等調整額	171,310
当期純損失 (△)	△3,360,603

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2022年10月1日から
2023年9月30日まで)

(単位：千円)

	株主資本等変動計算書							
	株 資本金	主 資本剰余金			資 益 剰 余 金			本 金
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他利益 剰余金 特別償却 準備金	繰越利益 剰余金	
当 期 首 残 高	699,209	669,209	48,966	718,175	5,400	4,997	967,221	977,619
誤謬の訂正による累積的 影響額							△256,261	△256,261
遡及処理後当期首残高	699,209	669,209	48,966	718,175	5,400	4,997	710,959	721,357
当 期 変 動 額								
新 株 の 発 行	307,992	307,992		307,992				
特別償却準備金の取崩						△4,997	4,997	－
剰 余 金 の 配 当							△34,487	△34,487
当 期 純 損 失 (△)							△3,360,603	△3,360,603
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)								
当 期 変 動 額 合 計	307,992	307,992	－	307,992	－	△4,997	△3,390,093	△3,395,091
当 期 末 残 高	1,007,202	977,202	48,966	1,026,168	5,400	－	△2,679,133	△2,673,733

(単位：千円)

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本 合計		
当 期 首 残 高	△112	2,394,892	17,157	2,412,050
誤謬の訂正による累積的 影響額		△256,261		△256,261
遡及処理後当期首残高	△112	2,138,630	17,157	2,155,788
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行		615,985		615,985
特別償却準備金の取崩		－		－
剰 余 金 の 配 当		△34,487		△34,487
当 期 純 損 失 (△)		△3,360,603		△3,360,603
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)			14,118	14,118
当 期 変 動 額 合 計	－	△2,779,105	14,118	△2,764,986
当 期 末 残 高	△112	△640,475	31,276	△609,198

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 継続企業の前提に関する事項

当社は、当事業年度において、営業損失1,084,266千円、経常損失1,389,263千円及び当期純損失3,360,603千円を計上しており、609,198千円の債務超過となっております。このため、当社の資金繰り計画に重要な影響があり、金融機関からの借入金に付されている、財務制限条項に抵触していることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

今後、当社は当該状況をいち早く解消し経営基盤の安定化を実現するために、以下の改善策に取り組んでまいります。

- ① 当社は、収益改善及びコスト削減等の施策を行っております。具体的には、新規店舗の出店と並行して中川・港SUVカスタム専門店や春日井ミニバン専門店といった既存店舗の撤退も行うことで収益性の改善に向けた施策を行っております。
- ② 当社の各種ステークホルダー（金融機関等）との緊密な連携関係を高め、必要に応じた返済条件の柔軟化等を含めた協力体制の強化を行っております。
- ③ 後記 15.重要な後発事象（多額な資金の借入）のとおり、当社は、2023年12月25日の取締役会にて、主に運転資金へ充当することを目的とし、金融機関から2,000,000千円の借入を決議し、実行しております。
- ④ 連結計算書類 連結注記表 6.追加情報（財務制限条項）のとおり財務制限条項が付された借入について、財務制限条項に抵触しておりますが、関係金融機関と財務状態及び資金計画等の協議を行った結果、2024年6月末までは期限の利益喪失の権利行使をしない旨の同意を得ております。
- ⑤ 2024年3月1日付にて開示いたしました「株式会社宇佐美鋳油による当社株券等に対する公開買付けの開始予定に係る意見表明に関するお知らせ」のとおり、当社は株式会社宇佐美鋳油による株式公開買付けに賛同しており、公開買付者による信用補完を図ることを目指します。

しかしながら、収益改善等の施策の成果が、売上高及び業績に及ぼす影響について見通すことが容易ではないこと、また金融機関等との間で返済条件等の協力体制を築くために一定の期間を要することも想定されること及び、株式公開買付けが成立せず予定通り資金調達ができない場合があることから、現時点においては継続企業の前提に関する重要な不確実性が存在するものと認識しております。

なお、計算書類は継続企業を前提としており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を計算書類に反映しておりません。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備）及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3～47年
構築物	5～45年
機械及び装置	7～15年
車両運搬具	2～6年
工具、器具及び備品	3～20年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ リース資産

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度の負担額を計上しております。

役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度の負担額を計上しております。

(4) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、特例処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…借入金利息

③ ヘッジ方針

金利変動のリスク負担の適正化に限定しております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、有効性の評価を省略しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、以下のとおりであります。

① 自動車販売関連

新車・中古車販売については、商品の引渡時点において顧客が当該商品に対する支配を獲得し履行義務が充足されることから、当該商品の引渡時点で収益を認識しており、取引価格は、顧客との契約において値引きを控除した金額が約束された対価で算定しております。なお、取引価格には顧客がメンテナンス等を受ける契約上の権利が含まれており、当該履行契約による収益は繰り延べられ、契約期間にわたり収益として認識しております。

また、ローン販売で収受するローン手数料については、顧客に商品を引渡した時点で収益を認識しており、将来の早期返済により見込まれる返金額を除いた額を売上高として認識しております。

② 附帯サービス関連

整備・钣金等の整備売上、保険代理店手数料売上等の自動車販売関連については、財又はサービスに対する支配が一時点で顧客に移転するため、顧客の検収行為により支配が顧客に移転した時に収益を認識しており、取引価格は、顧客との契約において値引きを控除した金額が約束された対価で算定しております。

3. 会計方針の変更に関する注記

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27－2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしました。これによる計算書類への影響はありません。

4. 会計上の見積りに関する注記

(棚卸資産の評価)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した額

商品 12,802,296千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

当社は、棚卸資産を、個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）により評価しております。棚卸資産の評価にあたっては、定期的に滞留等の有無を検討し、該当する場合には正味売却価額で評価しております。

また、正味売却価額の見積りに関しては、過去の実績や評価時点で入手可能な情報等を基に、合理的と考えられる様々な要因を考慮した上で、一定の仮定を置いて判断しております。

上記の仮定は経営者の最善の見積りと判断により決定しておりますが、市場環境が予測より悪化すること等により、正味売却価額の下落が生じた場合は、翌事業年度の計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

(固定資産の減損)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した額

有形固定資産 8,792,846千円

減損損失 1,547,224千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

当社は、減損損失を認識するにあたり、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、各店舗単位とし、個別の店舗ごとにグルーピングしております。

また、業績の悪化が認められる店舗等について、減損の兆候があると識別した資産又は資産グループについて、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額との比較により、減損損失を認識するかどうかの検討をしております。

上記の割引前将来キャッシュ・フローは、店舗ごとの事業計画を基礎として算定しており、この事業計画は、新車・中古車の販売台数予測による売上高及び利益予測、サービス売上及び手数料収入の予測、人件費、販売費といった経費予測などの重要な仮定を用いております。また、事業計画を超える期間におけるキャッシュ・フローについては、各店舗の販売台数と営業利益に与える影響を過去の実績に基づき仮定し算定しております。

上記の仮定は経営者の最善の見積りと判断により決定しておりますが、競争条件の悪化により想定外の販売の減少や販売価格の下落が生じた場合は、翌事業年度の計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

5. 誤謬の訂正に関する注記

当事業年度において、過年度における車両売上の先行計上等の不適切な会計処理が行われていたことが判明したことから、過去に遡って誤謬の訂正を行いました。当該誤謬の訂正による累積的影響額は、当事業年度の期首の純資産の帳簿価額に反映しております。

この結果、株主資本等変動計算書の期首残高は、利益剰余金が256,261千円減少しております。

6. 追加情報

(不正な財務報告の訂正)

2023年8月31日に金融庁が当社の会計監査人に対して、金融庁の公益通報窓口にて「当社が売上の先行計上の不正を行っている。」という通報があったことを伝えたことを契機に、会計監査人から、第三者調査委員会による事実関係の調査、原因の究明及び再発防止策の提案を受けることが必要である旨の提言を受け、売上計上時期の適切性について社内で検討した結果、専門的かつ客観的な調査が必要であるとの判断に至り、2023年10月6日に利害関係を有しない外部専門家4名から構成される第三者調査委員会を設置し、調査を行い、2024年1月4日に第三者調査委員会から調査報告書を受領いたしました。

当該調査の結果、車両納品確認書の偽造等による車両売上の先行計上、B Pセンターにおける売上計上時期の調整等の不適切な会計処理が行われていた事が判明し、また、社内調査の結果、オプション売上の架空計上等が行われていた事が判明しました。このため、過去に遡って誤謬の訂正を行いました。なお、訂正に際しては、これらの調査の結果以外に判明した事項の訂正も併せて行っております。

(財務制限条項)

当社の財政状態及び経営成績の悪化により、財務制限条項が付されたすべての借入金について財務制限条項に抵触しておりますが、関係金融機関と財務状態及び資金計画等の協議を行った結果、2024年6月末までは、期限の利益喪失の権利行使をしない旨の同意を得ております。

7. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

建物	168,636千円
土地	482,164千円
計	650,800千円

② 担保に係る債務

短期借入金	2,781,870千円
1年内返済予定の長期借入金	174,132千円
長期借入金	421,757千円
計	3,377,759千円

(2) 偶発債務

関係会社である株式会社チャンピオン76の金融機関からの借入702,148千円に対して債務保証を行っております。

(3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	242,852千円
長期金銭債権	112,447千円
短期金銭債務	1,514千円

(4) 有形固定資産の減価償却累計額

減価償却累計額	2,400,588千円
---------	-------------

8. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

(1) 営業取引高 売上高	87,702千円
(2) 営業取引高 仕入高	418千円
(3) 営業取引以外の取引高	2,271千円

9. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び総数

自己株式 普通株式 52株

10. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

税務上の繰越欠損金	381,612千円
賞与引当金	36,759千円
役員賞与引当金	3,549千円
前受金	50,006千円
返金負債	90,976千円
減価償却超過額	1,395千円
減損損失	483,484千円
資産除去債務	14,776千円
未払金	74,949千円
その他	31,149千円
繰延税金資産小計	<u>1,168,659千円</u>
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△381,612千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△787,047千円
評価性引当額小計	<u>△1,168,659千円</u>
繰延税金資産合計	一千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△6,189千円
その他	△3,732千円
繰延税金負債合計	<u>△9,922千円</u>
繰延税金負債(△)の純額	△9,922千円

11. 関連当事者との取引に関する注記

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員及び個人主要株主	加藤久統	-	-	当社代表取締役社長	(被所有)直接24.0 間接23.7	債務被保証	銀行借入に関する連帯保証(注)	33,000	-	-

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

当社の銀行借入に対して連帯保証をうけております。なお、保証料の支払は行っておりません。

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)の割合(%)	関連当事者との関係	取引内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	株式会社チャンピオン76	所有 直接100%	役員の兼任	資金の貸付(注)	-	短期貸付金	200,000
				資金の回収(注)	42,852	長期貸付金	155,299
				利息受取(注)	2,271	受取利息	-

(注) 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

12. 企業結合に関する注記

該当事項はありません。

13. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | △169円28銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | △898円88銭 |

14. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結計算書類「連結注記表11. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

15. 重要な後発事象に関する注記

連結注記表「12.重要な後発事象に関する注記」に記載しているため、注記を省略しています。

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2024年3月29日

株式会社グッドスピード
取締役会 御中

監査法人A&Aパートナーズ
東京都中央区

指定社員 業務執行社員	公認会計士	寺田 聡 司
指定社員 業務執行社員	公認会計士	松本 浩 幸

意見不表明

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社グッドスピードの2022年10月1日から2023年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、「意見不表明の根拠」に記載した事項の連結計算書類に及ぼす可能性のある影響の重要性に鑑み、連結計算書類に対する意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかったため、監査意見を表明しない。

意見不表明の根拠

追加情報に記載されているとおり、2023年8月31日に金融庁が当監査法人に対して、金融庁の公益通報窓口で「会社が売上の先行計上の不正を行っている。」という通報があったことを伝えたことを契機に、当監査法人は会社に対して、第三者調査委員会による事実関係の調査、原因の究明及び再発防止策の提案を受けることが必要である旨の提言を行い、これを受けて会社が社内に対応を検討した結果、2023年10月6日に第三者調査委員会を設置し、2024年1月4日に第三者調査委員会の調査報告書を受領し、対象となる部分について訂正を行っている。

当監査法人は第三者調査委員会の調査結果を受け、監査計画の見直しを行い、売上高を含め全ての勘定科目の重要な虚偽表示リスクを再評価し監査手続を実施したものの、監査手続の実施にあたって多くの制約があり、十分かつ適切な監査証拠を入手できなかった。特に、売上高の大部分を占める車両売上の売上計上時期の適切性に係る実証手続においては、収益認識時点である引渡日が記載された外部証憑である車両納品確認書が偽造されていたため、車両納品確認書以外の代替的な外部証憑による突合や会社の顧客への確認手続を実施したが、十分かつ適切な監査証拠を入手できなかった。そのため、売上高及び関連する勘定科目に対する影響を算出することは困難であることから、当監査法人は、未発見の虚偽表示がもしあるとすれば、それが上記の連結計算書類に及ぼす可能性のある影響は重要であり、当該影響は連結計算書類の特定の構成要素、勘定又は項目に限定されないと判断した。

以上の結果、当監査法人は、上記の連結計算書類に対して意見を表明する根拠となる十分かつ適切な監査証拠を入手することができず、連結計算書類に重要な修正が必要かどうかについて判断することができなかった。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、当連結会計年度において、営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上しており、債務超過の状況にある。この結果、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結計算書類に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

強調事項

1. 連結注記表5（誤謬の訂正に関する注記）に記載されているとおり、会社は過年度における不正又は誤謬についての訂正を行い、期首の利益剰余金を修正している。

2. 重要な後発事象（多額な資金の借入）に記載されているとおり、会社は、2023年12月25日開催の取締役会において、主に運転資金へ充当することを目的として、借入を行うことを決議し、2023年12月27日から2024年2月8日までの間に合計2,000,000千円の借入を実行している。

3. 重要な後発事象（株式会社宇佐美鋳油による当社株式に対する公開買付けについて）に記載されているとおり、会社は、2024年3月1日開催の取締役会において、株式会社宇佐美鋳油による会社の普通株式及び新株予約権に対する2段階の公開買付けに関して、第1回公開買付価格と第2回公開買付価格が異なることから、第1回公開買付けについて賛同の意見を表明すること、及び第1回公開買付価格の妥当性については意見を留保し、第1回公開買付けに応募するか否かについては中立の立場をとり、対象者の株主並びに第2回新株予約権及び第4回新株予約権の新株予約権者（以下、「本新株予約権者」という。）の判断に委ねることを決議している。また、2024年3月1日時点においては、第2回公開買付けが行われた場合には第2回公開買付けに賛同し、かつ、対象者の株主に対しては第2回公開買付けに応募することを推奨し、本新株予約権者に対しては、第2回公開買付けに応募するか否かについて、本新株予約権者の判断に委ねる旨の意見を表明するべきであり、第2回公開買付けが開始される時点で改めてその旨の意見表明について決議するべきであると考える旨を併せて決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を実施し、監査報告書において意見を表明することにある。しかしながら、本報告書の「意見不表明の根拠」に記載されているとおり、当監査法人は連結計算書類に対する意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかった。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2024年3月29日

株式会社グッドスピード
取締役会 御中

監査法人A&Aパートナーズ
東京都中央区

指定社員 業務執行社員	公認会計士	寺田 聡 司
指定社員 業務執行社員	公認会計士	松本 浩 幸

意見不表明

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社グッドスピードの2022年10月1日から2023年9月30日までの第21期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、「意見不表明の根拠」に記載した事項の計算書類に及ぼす可能性のある影響の重要性に鑑み、計算書類に対する意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかったため、監査意見を表明しない。

意見不表明の根拠

追加情報に記載されているとおり、2023年8月31日に金融庁が当監査法人に対して、金融庁の公益通報窓口で「会社が売上の先行計上の不正を行っている。」という通報があったことを伝えたことを契機に、当監査法人は会社に対して、第三者調査委員会による事実関係の調査、原因の究明及び再発防止策の提案を受けることが必要である旨の提言を行い、これを受けて会社が社内での対応を検討した結果、2023年10月6日に第三者調査委員会を設置し、2024年1月4日に第三者調査委員会の調査報告書を受領し、対象となる部分について訂正を行っている。

当監査法人は第三者調査委員会の調査結果を受け、監査計画の見直しを行い、売上高を含め全ての勘定科目の重要な虚偽表示リスクを再評価し監査手続を実施したものの、監査手続の実施にあたって多くの制約があり、十分かつ適切な監査証拠を入手できなかった。特に、売上高の大部分を占める車両売上の売上計上時期の適切性に係る実証手続においては、収益認識時点である引渡日が記載された外部証憑である車両納品確認書が偽造されていたため、車両納品確認書以外の代替的な外部証憑による突合や会社の顧客への確認手続を実施したが、十分かつ適切な監査証拠を入手できなかった。

そのため、売上高及び関連する勘定科目に対する影響を算出することは困難であることから、当監査法人は、未発見の虚偽表示がもしあるとすれば、それが上記の計算書類等に及ぼす可能性のある影響は重要であり、当該影響は計算書類等の特定の構成要素、勘定又は項目に限定されないと判断した。

以上の結果、当監査法人は、上記の計算書類等に対して意見を表明する根拠となる十分かつ適切な監査証拠を入手することができず、計算書類等に重要な修正が必要かどうかについて判断することができなかった。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、当事業年度において、営業損失、経常損失及び当期純損失を計上しており、債務超過の状況にある。この結果、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類等は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類等に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

強調事項

1. 個別注記表5（誤謬の訂正に関する注記）に記載されているとおり、会社は過年度における不正又は誤謬についての訂正を行い、期首の利益剰余金を修正している。

2. 重要な後発事象（多額な資金の借入）に記載されているとおり、会社は、2023年12月25日開催の取締役会において、主に運転資金へ充当することを目的として、借入を行うことを決議し、2023年12月27日から2024年2月8日までの間に合計2,000,000千円の借入を実行している。

3. 重要な後発事象（株式会社宇佐美鉱油による当社株式に対する公開買付けについて）に記載されているとおり、会社は、2024年3月1日開催の取締役会において、株式会社宇佐美鉱油による会社の普通株式及び新株予約権に対する2段階の公開買付けに関して、第1回公開買付価格と第2回公開買付価格が異なることから、第1回公開買付けについて賛同の意見を表明すること、及び第1回公開買付価格の妥当性については意見を留保し、第1回公開買付けに応募するか否かについては中立の立場をとり、対象者の株主並びに第2回新株予約権及び第4回新株予約権の新株予約権者（以下、「本新株予約権者」という。）の判断に委ねることを決議している。また、2024年3月1日時点においては、第2回公開買付けが行われた場合には第2回公開買付けに賛同し、かつ、対象者の株主に対しては第2回公開買付けに応募することを推奨し、本新株予約権者に対しては、第2回公開買付けに応募するか否かについて、本新株予約権者の判断に委ねる旨の意見を表明するべきであり、第2回公開買付けが開始される時点で改めてその旨の意見表明について決議するべきであるとする旨を併せて決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を実施し、監査報告書において意見を表明することにある。しかしながら、本報告書の「意見不表明の根拠」に記載されているとおり、当監査法人は計算書類に対する意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかった。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年10月1日から2023年9月30日までの第21期事業年度における取締役の職務の執行を監査しました。その方法及び結果について、以下のとおり報告します。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容、並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明すると共に下記の方法で監査を実施いたしました。

一 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門その他内部統制部門との連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な店舗において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。加えて、事業報告に記載のとおり、当社は公表済みの決算に関して不適切な会計処理がある旨の疑義が生じていると会計監査人である監査法人A&Aパートナーズから指摘されたことを受け、第三者調査委員会を設置し調査が行われ、2024年1月4日付「第三者調査委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」のとおり、売上の先行計上等の不適切な行為が判明しました。監査等委員会は、第三者調査委員会の調査結果を踏まえて必要な情報を収集し確認するとともに、その内容を検証しております。

二 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証すると共に、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、及び個別注記表）及びその附属明細書、並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討しました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行については、事業報告に記載のとおり、第三者調査委員会の調査により当社の企業価値を毀損する不適切な行為があったことが認められました。このような不正の原因、背景については、第三者調査委員会の調査により明らかにされており、第三者調査委員会から受領した調査報告書における提言を踏まえて、2024年3月22日付「関連当事者取引及びオプション販売に係る追加調査並びに再発防止策に関するお知らせ」のとおり、再発防止策を取りまとめたうえ、その取組みを実施しております。監査等委員会は、実施済み及び今後実施予定の再発防止策について、その実施状況を監視・検証してまいります。

三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。ただし、事業報告に記載のとおり、第三者調査委員会から受領した調査報告書において、当社の内部統制システムの機能不全が指摘されており、2024年3月22日付「関連当事者取引及びオプション販売に係る再発防止策に関するお知らせ」のとおり、再発防止策を取りまとめたうえ、その取組みを実施しております。監査等委員会は、実施済み及び今後実施予定の再発防止策について、その実施状況を監視・検証するとともに、内部統制システムの整備運用について引き続き注視してまいります。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人A&Aパートナーズの監査の方法及び結果は、相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人A&Aパートナーズの監査の方法及び結果は、相当であると認めます。

2024年4月1日

株式会社グッドスピード 監査等委員会

常勤監査等委員 桑 山 賢 治 ㊟
(社外取締役)

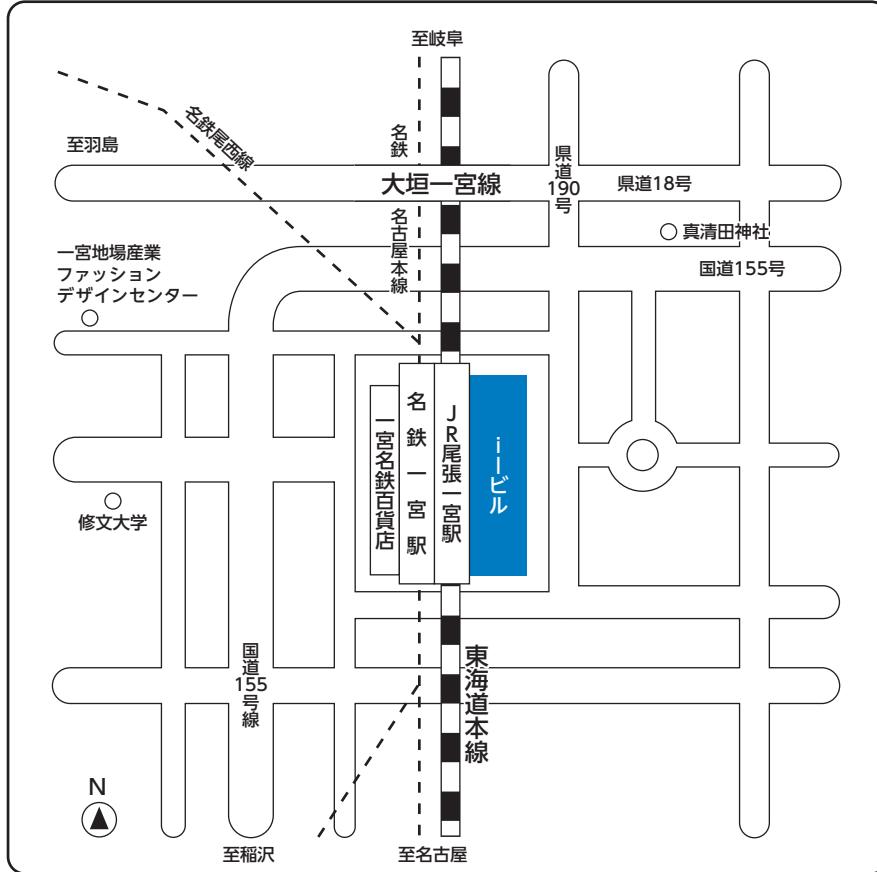
監査等委員 松 井 隆 ㊟
(社外取締役)

監査等委員 岩 本 一 良 ㊟
(社外取締役)

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 愛知県一宮市栄三丁目1番2号 尾張一宮駅前ビル (i-ビル) 7階 シビックホール
※来場記念品の配布を中止させて頂いております。予めご了承ください。



交通 JR東海道本線「尾張一宮」駅下車 徒歩1分
名鉄名古屋本線「名鉄一宮」駅下車 徒歩1分



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

